

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 1 7 年 4 月 1 日 05-制度-00030 沿革 <u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1～13条（略） （保険金の支払の請求）</p> <p>第 14 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 21 条の規定に基づき別紙様式第 1 1 による中小企業輸出代金保険保険金請求書（以下「保険金請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。<u>ただし、請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十三号の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 保険金請求経緯書</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>請求する保険金の額が 3 0 0 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 1 2 による保険金請求経緯書</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>請求する保険金の額が 3 0 0 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 保険金請求に至る経緯</p> <p style="padding-left: 2em;">(ロ) 支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前 6 月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ハ) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 1 7 年 4 月 1 日 05-制度-00030</p> <p>第1～13条（略） （保険金の支払の請求）</p> <p>第14条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第 1 1 による中小企業輸出代金保険保険金請求書（以下「保険金請求書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>一 保険金請求経緯書</p> <p style="padding-left: 2em;">— 保険金請求に至る経緯</p> <p style="padding-left: 2em;">— 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p style="padding-left: 2em;">— 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保</p>

<p>証、その他の担保の有無及び履行状況</p> <p>(ニ) 輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>(ホ) 今後の回収見通し</p> <p>(ハ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p> <p>二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>三 未決済額が確認できる書類</p> <p>四 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>五 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>六 手形が発行されている場合は、その写し</p> <p>七 保険事故を証する書類</p> <p>非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>八 支払保証付案件については、その保証状の写し</p> <p>（L / Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>九 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>十 船積みを証する書類の写し</p> <p>十一 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>十二 輸出契約を証する書類の写し</p> <p>十三 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・証可書又は支払等許可書の写し</p>	<p>証、その他の担保の有無及び履行状況</p> <p>— 輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>— 今後の回収見通し</p> <p>— 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p> <p>二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>三 未決済額が確認できる書類</p> <p>四 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>五 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</p> <p>六 手形が発行されている場合は、その写し</p> <p>七 保険事故を証する書類</p> <p>非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>八 支払保証付案件については、その保証状の写し</p> <p>（L / Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>九 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>十 船積みを証する書類の写し</p> <p>十一 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>十二 輸出契約を証する書類の写し</p> <p>十三 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・証可書又は支払等許可書の写し</p>
---	---

十四 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

十五 第16条第1項に規定する権利行使等委任状又は同条第3項に規定する合理的理由認定申請書（保険金請求前に日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合を除く。）

十六 その他参考となる書類

2 一の輸出契約について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第15条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第13による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

（権利行使等の委任）

第16条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項から第3項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第14-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（以下「権利行使等委任状」という。）に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第26条第1項の規定に基づき権利行使等委任状を提出するときは、保険金請求書を同時に提出するものとする。

3 被保険者は、約款第26条第1項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式14-2による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。

（回収義務の終了認定）

第17条 被保険者は、約款第28条第2項に規定する認定を受けようとするときは、

十四 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

十五 第16条第1項に規定する権利行使等委任状又は同条第3項に規定する合理的理由認定申請書（保険金請求前に日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合を除く。）

十六 その他参考となる書類

2 一の輸出契約について、複数の保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。

（保険金請求権の消滅時効の中断申請）

第15条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第12による中小企業輸出代金保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。

（権利行使等の委任）

第16条 被保険者は、約款第12条第2項若しくは第3項又は第26条第1項から第3項までのいずれかの規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第13-1による中小企業輸出代金保険権利行使等委任状（以下「権利行使等委任状」という。）に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第26条第1項の規定に基づき権利行使等委任状を提出するときは、保険金請求書を同時に提出するものとする。

3 被保険者は、約款第26条第1項ただし書きの規定に基づき代金債権の行使を自ら行おうとするときは、別紙様式13-2による合理的理由認定申請書を本店に提出するものとする。

（回収義務の終了認定）

第17条 被保険者は、約款第28条第2項に規定する認定を受けようとするときは、

別紙様式第 1.5 による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。

（回収義務の履行状況の報告）

第18条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 1.6 による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第 1 2 条第 2 項、第 3 項又は第 2 6 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合はこの限りでない。

2 決済期限から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出

別紙様式第 1.4 による中小企業輸出代金保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。

（回収義務の履行状況の報告）

第18条 被保険者は、約款第28条第3項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第 1.5 による中小企業輸出代金保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 3 月ごとに本店に提出するものとする。ただし、約款第 1 2 条第 2 項、第 3 項又は第 2 6 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合はこの限りでない。

2 決済期限から 2 年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から 1 年ごとに提出するものとする。

3 前 2 項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事情の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。

4 前 3 項の場合において、輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出

は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第19条 被保険者は、約款第28条第5項又は第6項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第17による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

3 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第18による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。

4 被保険者は、前項の弁済金入金通知書に基づき、日本貿易保険が発行した弁済金納付請求書に従い弁済金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第20条 約款第28条第4項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第19による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第21条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第20による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(提出部数)

は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

(回収金の納付)

第19条 被保険者は、約款第28条第5項又は第6項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第16による中小企業輸出代金保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収金納付請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

3 被保険者は、約款第27条第3項の規定に基づき、権利行使等委任後に代金債権の弁済を自ら受けたときは、別紙様式第17による中小企業輸出代金保険弁済金入金通知書に弁済金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に通知するものとする。

4 被保険者は、前項の弁済金入金通知書に基づき、日本貿易保険が発行した弁済金納付請求書に従い弁済金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第20条 約款第28条第4項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第18による中小企業輸出代金保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第21条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第19による中小企業輸出代金保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(提出部数)

第22条 この細則に基づく書類を本店又は大阪支店に提出する場合、提出部数は、添付書類も含め1部とする。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

第22条 この細則に基づく書類を本店又は大阪支店に提出する場合、提出部数は、添付書類も含め1部とする。